

公立大学法人奈良県立大学ハラスメントの防止等に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学職員就業規則第34条の規定に基づき、公立大学法人奈良県立大学（以下、「法人」という。）における教員及び一般職員（以下、「職員」という。）、学生等又は関係者に係るハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関することを定めるものとする。

(定義)

第2条 ハラスメントとは、次の各号に定める言動をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

職員が他の職員、学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動、学生等が職員、他の学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動及び関係者が職員又は学生等を不快にさせる性的な言動

(2) アカデミック・ハラスメント

教員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教員又は学生等に対して行う研究若しくは教育上又は修学上の不適切な言動

(3) パワー・ハラスメント

職員が職務上の地位又は権限を不当に利用して他の職員に対して行う就労上の不適切な言動

(4) その他のハラスメント

前3号に掲げる言動以外の言動で、個人の権利、人格、尊厳を不当に侵害し、不利益や不快感を与える社会的に許されない言動

(学長の責務)

第3条 学長は、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(監督者等の責務)

第4条 職員を監督する地位にある職員及び学生を指導する立場にある職員（以下「監督者」という。）は、当該監督を受ける職員又は指導を受ける学生に対し、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(職員、学生等の責務)

第5条 職員及び学生等は、ハラスメントを行ってはならない。

2 職員及び学生等は、この規程及びこの規程に基づく監督者の指導等に従い、ハラスメントの防止及び排除に協力し、並びに第16条に規定する調査委員会の調査等に協力しなければならない。

第2章 相談体制等

(相談員)

第6条 本学に、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題に関する相談等に対応するため相談員を置く。

(構成)

第7条 相談員は、次に定めるところにより人権・ハラスメント委員会が選考し学長が任命する。

- (1) 教員 2名(男性1名、女性1名とする。)
- (2) 一般職員 2名(男性1名、女性1名とする。)

2 学長は、前項の規程により任命された相談員の氏名、所属及び連絡先等を職員、学生等及び関係者に周知するものとする。

3 相談員は、第12条に規定する調停委員会の委員及び第16条に規定する調査委員会の委員を兼務してはならない。

(業務)

第8条 相談員は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) ハラスメント又はハラスメントに起因する問題に関する相談
- (2) ハラスメント又はハラスメントに起因する問題に関する調停又は事実調査による救済措置の申し立ての手続きに関する相談

2 相談員は、相談の内容及び当事者の意向等について人権・ハラスメント委員会に報告しなければならない。ただし、事態が重大で調査等が必要であると認めるときは、直ちに人権・ハラスメント委員会にその旨を報告しなければならない。

(相談等)

第9条 職員、学生等又は関係者は、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題について、相談員に相談を受けることができる。

2 相談員は、面談のほか手紙、電話、ファックス又は電子メールのいずれの方法による相談も受け付けるものとする。

(遵守事項)

第10条 相談員は、業務を遂行するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 相談者の名誉、プライバシーその他の人格権を侵害することのないよう慎重に対処すること。
- (2) 相談者の意向をできる限り尊重し、解決策を押し付けることのないよう留意すること。

第3章 ハラスメントに起因する問題の解決の手続き等

(調停の申立て)

第11条 職員、学生等又は関係者は、ハラスメントに起因する問題について、書面により、人権・ハラスメント委員会に調停を申し立てることができる。

(調停委員会の設置)

第12条 人権・ハラスメント委員会は、前条の申し立てがあり、調停を行うことが相当であると判断した場合、事案ごとに、調停委員会を設置する。

(調停委員会の構成)

第13条 調停委員会の委員は次に定めるところにより、人権・ハラスメント委員会が選考し学長が任命する。

(1)人権・ハラスメント委員会 委員長 (ただし、人権・ハラスメント委員会委員長がハラスメント又はハラスメントに起因する問題の内容等に関係する場合は副委員長が代行する。)

(2)人権・ハラスメント委員会 委員 2名 (男性1名、女性1名とする。)

(調停等)

第14条 調停委員会は、必要に応じて、当事者及びその他関係者から事情を聴取したうえで、当事者間での和解を目指して調停にあたる。

2 調停委員会は、調停の結果 (調停が成立しない場合を含む。) を、人権・ハラスメント委員会に報告しなければならない。

3 申立人は、調停が成立しない場合は、人権・ハラスメント委員会に事実調査による救済措置を申し立てることができる。

(事実調査による救済措置の申立て)

第15条 職員、学生等又は関係者は、ハラスメントに起因する問題について、書面により、人権・ハラスメント委員会に事実調査による救済措置を申し立てることができる。

(調査委員会の設置)

第16条 人権・ハラスメント委員会は、前条の申し立て又は第8条第2項の報告等があり、調査を行うことが相当であると判断した場合、事案ごとに、調査委員会を設置する。

(調査委員会の構成)

第17条 調査委員会の委員は次に定めるところにより、人権・ハラスメント委員会が選考し学長が任命する。

(1)教員 3名 (少なくとも男性1名、女性1名とする。)

(2)一般職員 2名 (男性1名、女性1名とする。)

2 前項のほか、学長は必要に応じて学外の専門家を委員に任命することができる。

(事実調査)

第18条 調査委員会は、事案の事実関係を明らかにするために、次の各号に掲げる事項を行う。

(1)当事者及び関係者から事情を聴取すること。

(2)当事者及び関係者に対して関連する資料の提出を求め、これを受領すること。

(3)相談員等に意見照会をすること。

(4)その他当該事案の事実関係を明らかにするために必要な事項

2 調査委員会は、調査の内容を、人権・ハラスメント委員会に報告しなければならない。

(救済措置等の報告)

第19条 人権・ハラスメント委員会は、調査委員会による調査の内容について審議し、それに基づく

救済措置及び再発防止措置の要否並びにその内容等を理事長に報告しなければならない。

2 人権・ハラスメント委員会は、調査の結果を、申立人及び相手方に報告しなければならない。

(救済措置等の執行)

第20条 理事長は、前条第1項の報告を受けた場合は、相手方に対し必要な措置を講ずるものとする。

(再調査)

第21条 第19条第2項の規定による調査の結果の報告を受けた申立人又は相手方は、次の各号の要件のいずれかを満たす場合には、当該報告を受けた日から原則として2週間以内に、一回に限り、人権・ハラスメント委員会に再調査を請求することができる。

(1) 事実調査に手続上の重大な瑕疵が認められる場合

(2) 事実調査に際して提出できなかった新たな証拠が発見され、当該証拠が事実認定に影響を及ぼすことが明らかである場合

(3) 事実認定に影響を及ぼすことが明らかな証拠が偽造・変造等により虚偽であったことが証明された場合

2 前項の再調査の請求があった場合は、人権・ハラスメント委員会において再調査の要否を決定する。

3 人権・ハラスメント委員会は、再調査を行うことを決定した場合、調査委員会を設置し、再調査を行う。なお、この場合における調査委員会の構成については、第17条の規定を準用する。

4 再調査に係る事実調査、救済措置等の報告及び執行については、第18条、第19条及び第20条の規定を準用する。

第4章 守秘義務

(委員等の義務)

第22条 相談員、調停委員会の委員及び調査委員会の委員は、任期中及び退任後において、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 相談員、調停委員会の委員及び調査委員会の委員は、当事者及びその他関係者の名誉、プライバシーその他の人格権を侵害するようなことのないよう、慎重に行動しなければならない。

(雑則)

第23条 この規定に定めるもの他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は平成28年6月20日から施行する。